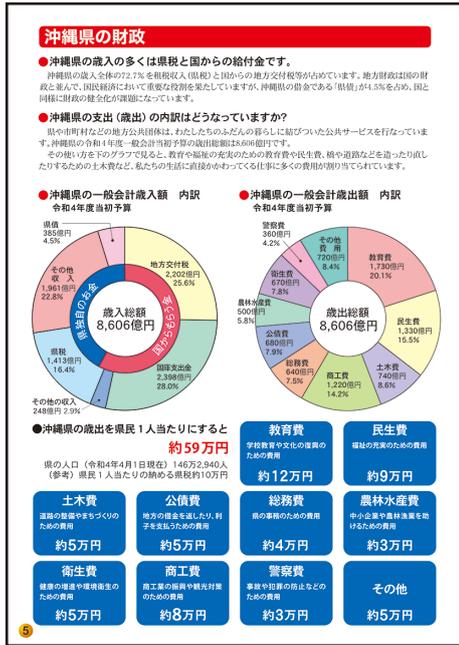


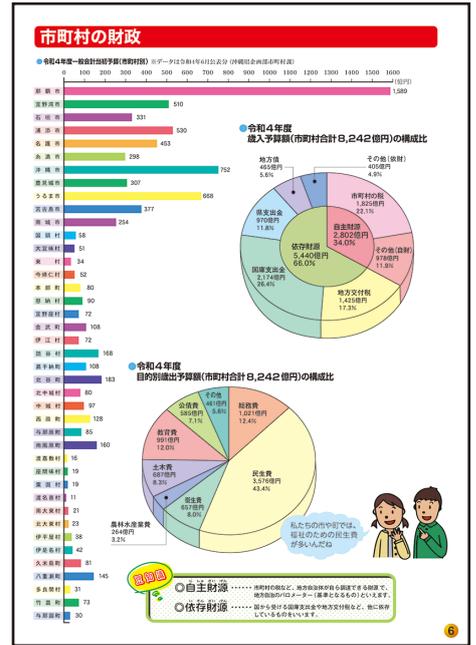
沖縄県の財政



■ねらい

県の歳入・歳出の内訳がどうなっているのか、例えば次のようなイメージで理解をさせる。
 → 歳出では、沖縄県民一人当たりの身近な例で、教育費が12万円、街の整備のための土木費が5万円と、多くの税金が使われている。
 また、歳入ではその半分以上を国からの地方交付税や国庫支出金が占めている。前の頁で確認したが、収入不足を補うために国の借金は年々増加している。そんな厳しい状況の国からの補助等が多くを占めている。

市町村の財政



■地方交付税

各地方公共団体は、その地域の経済状況や規模によって、地方税収など財政力に差が生じる。そこで、地域ごとの住民に対する公共サービスに差がでないよう、国が各地方公共団体の財政力の差を調整するために支出するものである。

■国庫支出金

国と地方公共団体が協力して行う事業の財源にあてるため、国が補助金・負担金として支出するものである。

これからの社会と税

■ねらい

日本が抱える問題のひとつに「少子・高齢化」が挙げられ、「少子・高齢化」が進むと、どのような影響があるかを理解させる。

■少子・高齢化について

少子・高齢化の原因は、お年寄りの平均寿命が延びたことと、平均出生率が減少したことである。

少子・高齢化の問題の一つは、社会保障の費用が増えていくことであり、もう一つは、その費用を負担する働き手が減っていくことである。

老後の安定した生活や健康で文化的な社会を実現するためには、大きな費用を必要とし、その財源の中心は税金。政府からどれだけ公共サービスを受け、その費用をどう負担すべきかを考えていく必要がある。

■社会保障給付費と社会保険料収入の推移について

我が国では、高齢化の進展等に伴って、社会保障給付費が大きく伸びている。一方で、社会保険料収入は、近年、横ばいで推移しているため、社会保障給付費と社会保険料収入の差額は拡大傾向にある。この差額は、主に、国や地方自治体の税負担で賄われている。

これからの社会と税

●世界でも例のないスピードで、高齢化が進んでいます。日本は、人口に占める高齢者の割合が増加する「高齢化」と、出生率の低下により若年者人口が減少する「少子化」が同時に進行する少子高齢化社会となっています。約40年後の2060年までに、65歳以上人口は、横ばいで推移する一方で、20歳～64歳人口は、大幅に減少し、高齢化率は10%程度上昇することが見込まれています。

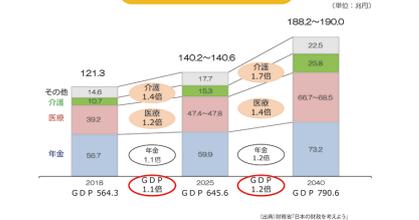
●働き手(20～64歳)と高齢者(65歳以上)の比率



●高齢化と社会保障給付費の関係を見てみよう

社会保障給付費は、高齢化に伴ってより急激な増加が見込まれます。団塊の世代と言われる1947年～1949年生まれの全員が75歳以上となる2025年、20～64歳の現役世代が大幅に減少する2040年に向けて、特に医療・介護分野の給付費はGDPの伸びを大きく上回って増加していきます。

●将来の社会保障給付費の見通し



納税の義務

■ねらい

「税」についての民主主義の基本原則を理解させる。

■学習内容

- ① 法律に基づいて課税された税を国民が負担する。
- ② 国の支出の在り方（どういふ公共サービスを提供するのか）を決める。

①税に関する法律、②税の使い道（予算）は国会・地方議会で、国民の代表である議員によって決定される。その議員を選ぶのは、③18歳以上の有権者による選挙。

これらが、「税」についての民主主義の基本原則。

■国家の課税権

国を支える税は国民が負担しているが、税を納めない者がいると不公平になるため、ある種の強制力が必要。そのため、憲法で納税の義務を定めている。

■租税法律主義

「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」（憲法第84条）
⇒法律によらなければ、国家は租税を賦課徴収できず、一方国民は租税を負担することはないという原則

■国民の三大義務

●納税の義務（憲法第30条）

●勤労の義務（憲法第27条）

1. すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。
2. 賃金、就業期間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
3. 児童は、これを酷使してはならない。

●普通教育を受けさせる義務（憲法第26条）

1. すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、等しく教育を受ける権利を有する。
2. すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

納税の義務

●国民主権のもとに税に関する法律は定められています。

税金は、国や地方公共団体が公共サービスを行うのに必要な費用をまかなうために、国民に負担を求めるものです。その負担が、所得税、住民税などの直接税や、消費税、酒税などの間接税として国民に割り振られているわけです。

民主主義国家である日本では、税に関する法律は、国民の代表である国会議員が国会で話し合って決定します。これが税についての民主主義の基本原則です。

地方公共団体の税金である地方税についても同様です。地方税法という法律や、地方公共団体の議会が定める条例でその仕組みが決められています。



●納税の義務は憲法に定められています。

税金は国を維持し、発展させていくために欠かせないものです。憲法でも税金を納めること（納税）を国民の義務と定めています。「納税の義務」は、「勤労の義務」、「教育の義務」とならんで国民の三大義務のひとつとされています。

【日本国憲法第30条】

国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

8

コラム

令和3年度当時も新型コロナウイルス感染症は収束せず、社会に様々な影響を与えていました。

政府はその対応のため、令和3年度の予算成立後も補正予算を成立させ、新型コロナウイルスへの対策を打ち出しました。その関係経費の内容を見てみましょう。

新型コロナウイルス感染症対策関係経費 …………… 25兆3,746億円

25兆3,746億円は、例えばこんなことに使われました。

医療提供体制の確保等 …………… 3兆3,103億円

ワクチン等の確保、開発、検査体制の整備等 …………… 4兆3,714億円

PCR検査機器、医療用設備の整備等 …………… 2,649億円

感染症の影響により厳しい状況にある方々の

事業や生活・暮らしの支援 …………… 14兆9,727億円

子育て世帯に対する給付 …………… 7,311億円

“GO TO”キャンペーン事業 …………… 2,685億円

※補正予算とは、当初の予算が成立したあとに発生した緊急やむを得ない事由によって、当初の予算通りの執行が困難になった時に、変更するように組まれた予算のこと。

社会保障給付と国民負担の関係

国民の負担と公的サービスの状況

日本の社会保障は海外と比較すると、国民の受益（福祉・公的サービス）は「中福祉」の水準にありながら、「低負担」の水準となっています。

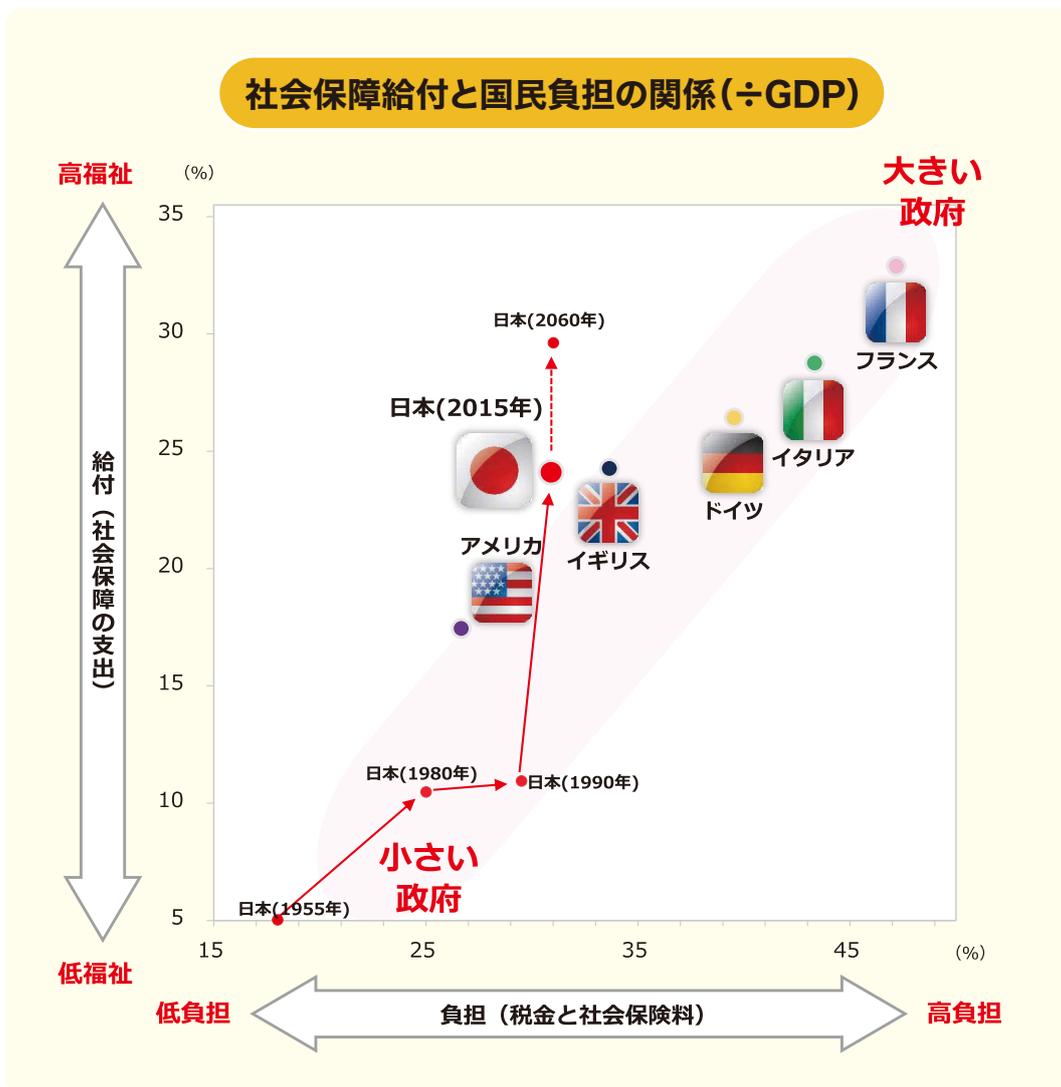
今後さらに高齢化が進むと社会保障支出が増加していきます。

大きい政府（高福祉・高負担）

公的サービスの水準は高くなりますが、その分国民の負担も大きくなります。

小さい政府（低福祉・低負担）

公的サービスの水準は低くなりますが、その分国民の負担も小さくなります。



(出典) 財務省「日本の財政を考えよう」

現在、日本は「中福祉」・「低負担」 ～どういう関係・バランスがいいんだろう?～

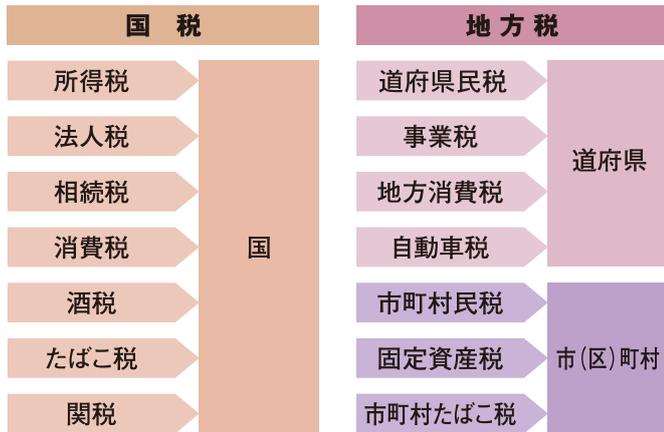
■ねらい

中福祉・低水準の日本。少子高齢化が進むと中福祉（給付）又は低負担の維持が難しくなることが予想される。外国を見本に、例えばフランスのように高福祉・高負担を選択するのか、アメリカのように低福祉・低負担を選択するのか、あるいはそれ以外の工夫をするのか、そういったことを福祉に関係する全国民で考えていかなければならない ということを理解させる。

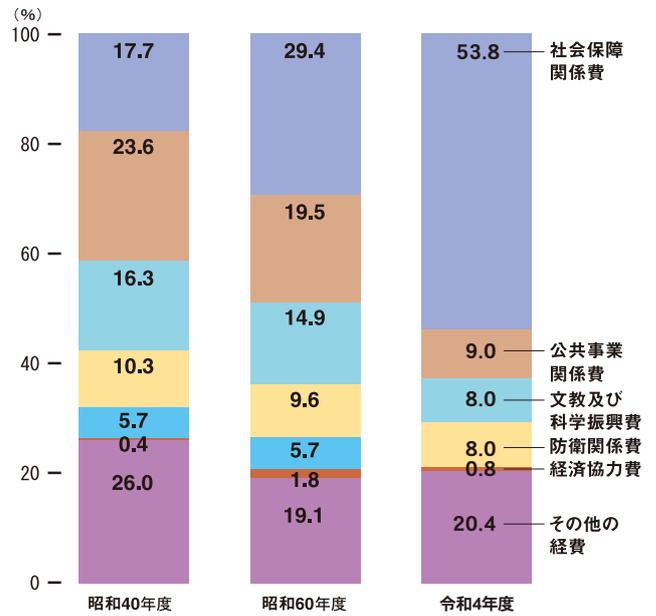
1 税の区分や種類

→生徒用冊子 p2 参照

■主な租税



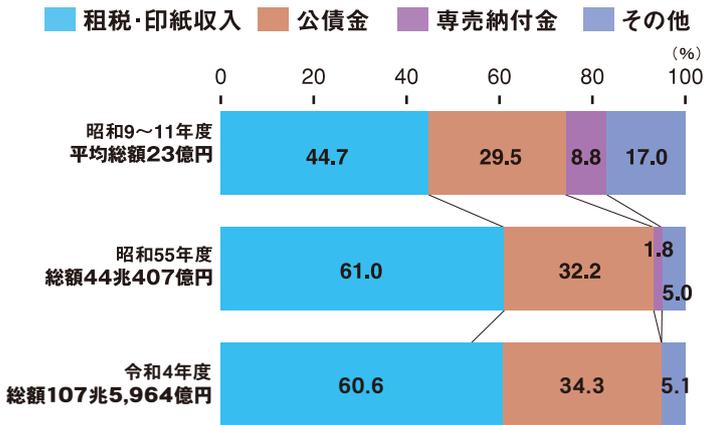
■一般歳出(国債費、地方交付税交付金を除く)内訳の推移



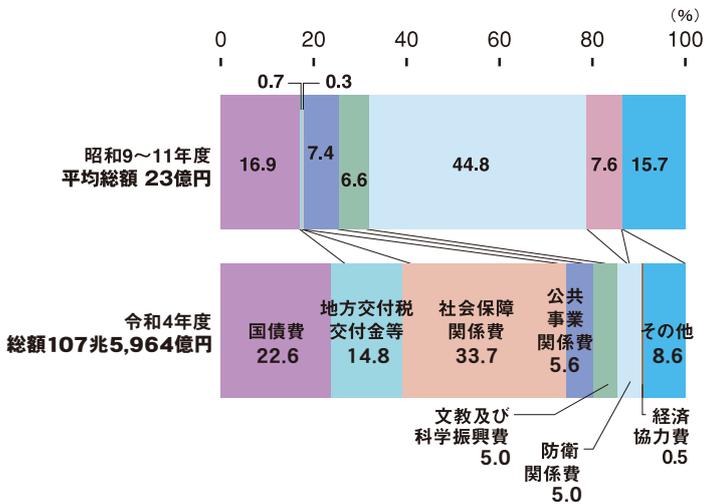
2 国の財政

→生徒用冊子 p 4 参照

■戦前と戦後の一般会計歳入の推移



■戦前と戦後の一般会計歳出の推移



■社会保障費用(旧社会保障給付費)の推移

